

令和6年(2024年)8月21日

対象事業者 各位

豪雨被災地域送客促進事業事務局

「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」のご案内

平素より、熊本県の観光振興に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨川流域12市町村及び津奈木町においては、宿泊者数がいまだに被災前の水準まで回復していません。

つきましては、豪雨被災地域への更なる送客を促進し、観光需要回復を後押しするため、豪雨被災地域を宿泊の目的地とする観光バス等を組み込んだ旅行商品、観光タクシー費用やレンタカー費用を助成する事業を実施いたします。

つきましては、以下のとおり本事業の参加申込を開始しますので、ご案内いたします。

記

【事業概要】

1. 対象地域

豪雨被災地域：八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

2. 助成内容

(1) 観光バス

宿泊旅行の場合は、豪雨被災地域内に宿泊すること。

日帰り旅行の場合は、目的地*を豪雨被災地域とすること。

助成対象	助成上限額
大型バス・中型バス	(宿泊) 1台当たり 7万円
	(日帰り) 1台当たり 5万円
小型バス・マイクロバス	(宿泊) 1台当たり 5万円
	(日帰り) 1台当たり 3万円

*目的地：行程に組み込む目的地の数は問わない。ただし、トイレ休憩のために立ち寄る目的地を除く。

※バス料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

(2) 観光タクシー*1

豪雨被災地域内を周遊*2する観光タクシーであること。

助成対象	助成上限額
タクシー	1台当たり 4千円

*1 観光タクシー：観光を目的とし、予め行程と料金が決まっているタクシーとする。

*2 周遊：豪雨被災地域内の3カ所以上を目的地として行程に組み込むこと。ただし、トイレ休憩のために立ち寄る目的地を除く。

※タクシー料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

(3) レンタカー

豪雨被災地域内に宿泊すること。また、レンタカーの借上げ及び返却場所は双方とも熊本県内又は鹿児島県内であること。なお、日帰り旅行は対象とならない。

助成対象	助成額上限額
レンタカー	(宿泊) 1台当たり 4千円

※レンタカー料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

3. 対象期間

令和6年8月23日(金)(出発日)から令和7年1月31日(金)(帰着日)までに催行するもの

※対象期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了する。

※予約を伴うものについては、対象期間内に予約されたものに限る。ただし、受注型企画旅行においては、確定書面の交付日が対象期間以降であって、旅行催行日が対象期間内であれば、助成対象とする。

4. 対象事業者

- ・熊本県内外の旅行会社(※旅行サービス手配業を除く)
- ・熊本県内外のタクシー会社
- ・熊本県内及び鹿児島県内に営業所を有するレンタカー会社

5. 参画事業者募集期間

令和6年(2024年)8月16日(金)～随時受付中

※本事業へ参画希望の場合は、「(様式第1号)参加申込書」を電子メールにてご提出ください。

その他必要書類は参加申込書に記載しておりますので、ご確認の上、不足なくご提出ください。

6. 事業者説明会動画

本事業公式ホームページ内に事業者説明会の動画を掲載しております。

<https://kumamoto-kennantabi.jp/document/>

7. その他

本事業の詳細は実施要項及びマニュアルをご確認ください。

参加申込に係る各種書類は公式ホームページからいつでもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

豪雨被災地域送客促進事業事務局

TEL：050-8887-8762 FAX：096-322-7453

Mail：kumamoto_kennan@nta.co.jp

営業時間：平日10：00～16：00（土日祝・年末年始は休業）